

令和5年度 学校だより 12月号 11月30日発行

横浜市中区山元町3-152
電話 641-4857



やまもと

横浜市立山元小学校
校長 前島 潤

自分を大切にできる子 共に生きる子 山元の子

よりそい 子どもど真ん中！

児童支援専任 牧野 景信

私は、山元小の職場では「専任」と呼ばれています。正式には「児童支援専任」という名称です。山元小で11年目を迎えますが、その中で児童支援専任を8年勤めています。これまで、学校説明会などで、児童支援専任という職について触れてきましたが、改めてここでどんな立場・仕事をしているのか紹介したいと思います。

「児童支援専任制度」は、いじめや不登校、発達障害等、子どもを取り巻く課題が多様化し、行動や学習に支援を要する子どもに、小学校のチームとしての対応力を強化し、教育力を高め、一人ひとりに目を配るきめ細やかな教育を推進することを目的として平成22年度にスタートした事業です。児童支援専任の小学校全校配置から早10年が経とうとしています。

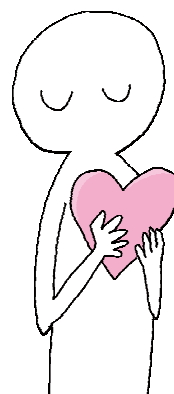
そんな私が、いつも心に置いていること、大切にしているのは、「子どもによりそい、子どもの安心・安全を第一に考える」ことです。子どもが何か課題に直面し困っている時、いち早くその困り感を捉え、何に困っていて、どんな気持ちでいて、どうして欲しいのか。どうすれば、安心できるのか、という一人ひとりのニーズに応じきめ細やかに支援することを第一に考えてきました。何かが起きた時の対応・指導も大切ですが、日頃から子どもたちの生活や学習の様子や態度などをよくみとり(理解)、気持ちに寄り添い支える(支援)ことに重きをおいています。とは言え、私の場合、指導を専任が、支援を担当が担うように対応することが多く感じます。なので、私の事を「怖い先生」と感じている子どもも少なからずいるようです。何より、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送れるように取り組んでいます。一人でも多くの子どもの支援を継続します。



少し話が飛躍しますが、困ったことが何一つ起こらなければこんな理想的なことはありません。しかし、それはありえないです。一人ひとり感じ方も考え方も違うからです。法律に照らし合わせれば、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第二条 平成 25 年法律第 71 号）。そのため、再発防止・未然防止に重点をおき、学校長をはじめ教職員一同で必要な情報を共有し、どの教職員でも子ども的心情によりそい、事態を確実にみとりニーズにあった対応が取れるよう研修を重ねています。どんな些細なことでも困り感がある際は、担任をはじめどの教職員でも構わないので、早め早めにご相談ください。学校は、全職員で子どもたちを守ります。

こんな時は、まずはご相談を

児童支援専任は、日頃から顔の見える関係づくりを心がけており、「学校の顔」という自覚のもと、地域・関係諸機関との連携を密にとっております。お子さんの事で、困った・悩んでいる・相談したいがどこに相談したらいいのだろう、とお困りの際は、学校（児童支援専任・担任・養護教諭等、相談しやすい相手）までご連絡ください。お話をうかがったうえで、スクールカウンセラーや関係諸機関をご紹介します。



12月は横浜市いじめ防止啓発月間

「傷ついているのかも」という子どもを見かけたら・・・私たち大人ができること

- ・大人から、積極的に「どうしたの？」と声をかける。
- ・普段から子どもたちの様子を気にかけて見守る。
- ・地域の大人同士のコミュニケーションを増やし、かかわりを深めることで、子どもたちを見守るネットワークを強化する。
- ・子どもが安心できる居場所づくりをすすめる。

「誰もが」「安心して」「豊かに」生活できるよう、学校・家庭・地域で連携を深めましょう。